

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）……………	（情報政策課）	20
○危険薬物の指定の解除……………	（医務薬務課）	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	23
○森林法による通知に代える公示（２件）……………	（治山課）	23
○土砂災害警戒区域の指定……………	（維持管理防災課）	24
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	（維持管理防災課）	24
○建設業者に対する監督処分……………	（建設管理課）	28

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）……………	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………	31

道立病院局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	31
○特定調達契約に係る入札の公告……………	32

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	33
○特定調達契約に係る入札の公告……………	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	36

告 示

北海道告示第622号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1	パーソナルコンピュータの購入	370台
イ 入札番号2	パーソナルコンピュータの購入	188台
ウ 入札番号3	パーソナルコンピュータの購入	17台
エ 入札番号4	パーソナルコンピュータの購入	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成31年1月31日（木）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年9月14日（金）から同月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区

北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課)

(2) 入札日時 平成30年10月12日(金)午前9時30分(送付による場合は、同月10日(水)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 300台

(イ) 予定時期 平成30年11月中旬頃

イ(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,600台

(イ) 予定時期 平成31年1月上旬頃

ウ(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 100台

(イ) 予定時期 平成31年1月下旬頃

アからウまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年5月29日付け北海道告示第392号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 370

b Personal Computer 188

c Personal Computer 17

d Personal Computer 1

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., October 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2018)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5285

北海道告示第623号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 377台分 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 122台分 一式

ウ 入札番号3 パーソナルコンピュータの賃貸借 13台分 一式

エ 入札番号4 パーソナルコンピュータの賃貸借 1台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年2月1日から平成36年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第

234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年9月14日（金）から同月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成30年10月12日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月10日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 300台

(イ) 予定時期 平成30年11月中旬頃

イ(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,600台

(イ) 予定時期 平成31年1月上旬頃

ウ(ア) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 100台

(イ) 予定時期 平成31年1月下旬頃

アからウまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年5月29日付け北海道告示第392号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Personal Computer 377 sets
b Lease of Personal Computer 122 sets
c Lease of Personal Computer 13 sets
d Lease of Personal Computer 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2018)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5285

北海道告示第624号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成30年北海道告示第583号（危険薬物の指定）は、廃止する。

平成30年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 1 2-（エチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサノール-1-オン及びその塩類
2 メチル=2-〔1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド〕-3, 3-ジメチルブタノール及びその塩類

北海道告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 伊達市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第626号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年 9 月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1941号 2 (2) 所在が不明な者 坂田 チヨ 3 (3) 掲 示 場 所 芦別市役所 2 (1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1941号 2 (2) 所在が不明な者 岸本 敏雄 3 (3) 掲 示 場 所 北竜町役場 北海道告示第628号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。 平成30年 9 月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第579号 2 所在が不明な者 近江 恵吾、工藤 弘子、佐原 フクエ、高橋 達江、田中 智子、永田 弥助、湊 清美、湊 興七郎、湊 嘉昭、湊 義弘 北海道告示第629号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成30年 9 月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 木直右 3 の沢川（Ⅰ－21－1240） 2 (2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） 3 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南茅部ポン木直 1－(1)（Ⅱ－2－82－865） 2 (2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） 3 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第630号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成30年 9 月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 弁慶の沢川（Ⅱ－21－1140） 2 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） 3 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 立岩川（Ⅱ－21－1150） 2 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） 3 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 前野の沢川（Ⅱ－21－1160） 2 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） 3 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

小田原川（Ⅱ－21－1170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大滝川（Ⅱ－21－1180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白井川（Ⅰ－21－1181） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白井川神社沢川（Ⅰ－21－1190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 汐谷の沢川（Ⅱ－21－1200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木直右1の沢川（Ⅰ－21－1220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木直右2の沢川（Ⅰ－21－1230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木直神社川（Ⅰ－21－1250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神津の沢川（Ⅱ－21－1260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ピリカの沢川（Ⅱ－21－1270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 押出の沢川（Ⅱ－21－1280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 下の沢川（Ⅰ－21－1290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木直の沢川（Ⅱ－21－1300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 川口の沢川（Ⅱ－21－1210）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部大楯（Ⅰ－2－157－1195） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町、川汲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部白井川（Ⅰ－2－158－1196） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部割石(2)（Ⅰ－2－159－1197） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直（Ⅰ－2－160－1198） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直 6 (Ⅰ－2－161－1199) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直 7 (Ⅰ－2－162－1200) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部西部 (Ⅰ－2－163－1201) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部ピリカ浜 (Ⅰ－2－164－1202) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部ポン木直 1－(2) (Ⅰ－2－165－1203) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部ポン木直 2 (Ⅰ－2－166－1204) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直10 (Ⅰ－2－167－1205) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直 1 (Ⅱ－2－76－859) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直 2 (Ⅱ－2－77－860) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直3（Ⅱ－2－78－861） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部割石(1)（Ⅱ－2－79－862） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直4（Ⅱ－2－80－863） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直5（Ⅱ－2－81－864） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直8（Ⅱ－2－83－866） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部木直9（Ⅱ－2－84－867） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市木直町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第631号 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。 平成30年9月14日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 処分をした年月日</td><td>平成30年9月3日</td></tr><tr><td>2 処分を受けた者</td><td></td></tr><tr><td> (1) 商号及び代表者の氏名</td><td>株式会社大滝組 大滝 充雄</td></tr><tr><td> (2) 主たる営業所の所在地</td><td>苫小牧市汐見町2-12-12</td></tr><tr><td> (3) 建設業の許可の番号</td><td>（特-29）胆第304号</td></tr><tr><td>3 処分の内容</td><td>許可の取消し</td></tr><tr><td>4 処分の原因となった事実</td><td>上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。</td></tr></table> 総合振興局告示及び振興局告示	1 処分をした年月日	平成30年9月3日	2 処分を受けた者		(1) 商号及び代表者の氏名	株式会社大滝組 大滝 充雄	(2) 主たる営業所の所在地	苫小牧市汐見町2-12-12	(3) 建設業の許可の番号	（特-29）胆第304号	3 処分の内容	許可の取消し	4 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。
1 処分をした年月日	平成30年9月3日														
2 処分を受けた者															
(1) 商号及び代表者の氏名	株式会社大滝組 大滝 充雄														
(2) 主たる営業所の所在地	苫小牧市汐見町2-12-12														
(3) 建設業の許可の番号	（特-29）胆第304号														
3 処分の内容	許可の取消し														
4 処分の原因となった事実	上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。														

北海道空知総合振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成30年12月20日（木）
- (4) 納入場所 空知総合振興局総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年9月14日（金）から同年10月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成30年10月26日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月25日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 28台
イ 予定時期 平成30年10月頃
- (2) ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 4台
イ 予定時期 平成31年1月頃
ア及びイについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 2
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than October 25, 2018)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道空知総合振興局告示第 6 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

平成 30 年 9 月 14 日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 13 台分 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成 30 年 12 月 3 日から平成 35 年 12 月 1 日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 空知総合振興局総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成 27 年北海道告示第 726 号、平成 29 年北海道告示第 18 号又は平成 30 年北海道告示第 15 号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成 30 年 9 月 14 日（金）から同年 10 月 15 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知合同庁舎 5 階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目北海道空知総合振興局総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成 30 年 10 月 26 日（金）午後 1 時 30 分（送付による場合は、同月 25 日（木）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成 16 年北海道告示第 448 号の 1 の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 28 台

イ 予 定 時 期 平成 30 年 10 月頃

- (2)ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータ 4 台

イ 予 定 時 期 平成31年 1 月頃 ア及びイについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局のホームページ（http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 068－8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 (3) 電 話 番 号 0126－20－0022 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 13 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 26, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than October 25, 2018) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan	Phone : 0126-20-0022 北海道空知総合振興局告示第 7 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年 9 月14日 北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量 北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借（75台分） 一式 2 落札を決定した日 平成30年 8 月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 H B A (2) 住 所 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8 4 落札金額 293,760円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年 7 月17日付け北海道空知総合振興局告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 2 番 1 号 北海道渡島総合振興局告示第142号 平成30年北海道渡島総合振興局告示第137号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。 平成30年 9 月14日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 の(3)の事項中「平成30年11月30日（金）」を「平成31年 1 月31日（木）」に改める。 道 立 病 院 局 告 示 北海道道立病院局告示第30号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
--	---

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成30年9月14日に一般競争入札の公告を行う各道立病院庁舎で使用する電力（業務用）の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50kW以上の電力供給実績があること。

(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(5) 北海道道立病院局の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成30年1月26日付け病経第1202号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年9月14日（金）から同年10月12

日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5295

北海道道立病院局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び予定数量 供給期間に各道立病院庁舎で使用する電力
ア 業務用電力（平日休日別）

（ア）基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,134 kW

（イ）電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 3,657,700 kWh

（ウ）電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 1,483,000 kWh

イ 業務用電力（時間帯別）

（ア）基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 505 kW

（イ）電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 1,141,800 kWh

（ウ）電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 1,747,200 kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年3月31日までとし、電力の供給は平成31年2月1日から開始する。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成30年北海道立病院局告示第30号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道立病院局経営改革課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道立病院局経営改革課）
- (2) 入札日時 平成30年10月26日（金）午前11時（送付による場合は、同月25日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が、北海道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされた北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を抜いた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称 北海道立病院局経営改革課
- イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- ウ 電話番号 011-204-5295
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the buildings of Hokkaido Prefectural Hospital
- a Contract type : Commercial power (by weekday holiday)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,134 kW
- (b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 3,657,700 kWh
- (c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,483,000 kWh
- b Contract type : Commercial power (by timezone)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 505 kW
- (b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,141,800 kWh
- (c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,747,200 kWh
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than October 25, 2018)
- C Contract : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5295

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第417号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成30年9月14日に一般競争入札の公告を行う警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約

(2) 資 格 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 除雪業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 過去5年間（平成25年度以降）において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする除雪業務に係る契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(2) 平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間において、除雪作業に必要とする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。

ア 作業員及び機械を常駐（備）しない期間

トラクタショベル（ホイール型、容量1.5㎡以上、可変プラウ付き、運転要員を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員に従事させることができること。

イ 作業員及び機械を常駐（備）する期間

札幌運転免許試験場に次表に示す除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。

除 雪 機 械	台数	常 備 期 間
除雪グレーダ （ブレード幅3.7m以上）	1台	平成30年12月2日～平成31年3月20日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.5㎡以上、可変プラウ付き）	1台	平成30年12月2日～平成31年3月31日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）

トラクタショベル （ホイール型 容量1.8㎡以上、可変プラウ付き）	2台	平成30年12月2日～平成31年3月31日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）
ロータリ除雪車（162kW以上）	1台	平成30年12月2日～平成31年3月20日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）
ダンプトラック （積載10t積級、差枠付き）	1台	平成30年12月2日～平成31年3月20日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）
	1台	平成31年1月4日～平成31年3月20日
道路作業車（ブラシ付き）	1台	平成30年12月2日～平成31年3月31日 （平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。）

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年9月14日（金）から同年10月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙の入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（処理要領等を除く。）。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | | | | | |
|-------|---|---------------|------|--------------|---------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道警察本部総務部施設課 | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 郵便番号 | 060-8520 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 | 号 | 011-251-0110 | 内線 2304 |

北海道警察本部告示第418号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月14日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

イ 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

調達をする特定役務（除雪作業1時間当たりの単価）及び調達予定数量

(ア) 除雪グレーダによる作業	151時間
-----------------	-------

(イ) トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業（機械を常備しない期間）	38時間
---	------

(ウ) トラクタショベル（容量1.5㎡以上）による作業	222時間
-----------------------------	-------

(エ) トラクタショベル（容量1.8㎡以上）による作業	475時間
-----------------------------	-------

(オ) ロータリ除雪車による作業	169時間
------------------	-------

(カ) ダンプトラックによる作業	238時間
------------------	-------

(キ) 道路作業車による作業	172時間
----------------	-------

(ク) 普通作業員による作業	2,296時間
----------------	---------

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道警察本部告示第417号に規定する警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成30年10月25日（木）午後1時30分（送付による場合は、前日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（処理要領等を除く。）。

7 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により一般競争入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期間 平成30年9月14日（金）から同年10月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 提出先 北海道警察本部総務部施設課契約係

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、全ての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした

者のうち、入札書記載の 1 の(1)の アに係る額及び 1 の(1)の イに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低であるものを落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1 の(1)の アに係るものは見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を、1 の(1)の イに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 イ 1 の(1)の アに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。 ウ 1 の(1)の イに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 ウ 電 話 番 号 011－251－0110 内線 2304 11 Summary A Nature and extent of services to be procured : a Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract “Snow Removal on the Sapporo Driver’s License Examination Center Course and Its Vicinity” b Workload according to the contract “Snow Removal on the Sapporo Driver’s License Examination Center Course and Its Vicinity” Type of work to be contracted (cost per hour) : Motorized grading 151 hours Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³ or greater)	<table> <tr> <td>(Period of not standing the machine)</td><td>38 hours</td></tr> <tr> <td>Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³ or greater)</td><td>222 hours</td></tr> <tr> <td>Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater)</td><td>475 hours</td></tr> <tr> <td>Rotary snow blowing</td><td>169 hours</td></tr> <tr> <td>Dump truck operation</td><td>238 hours</td></tr> <tr> <td>Operation of truck for road work</td><td>172 hours</td></tr> <tr> <td>Miscellaneous work by unskilled laborers</td><td>2,296 hours</td></tr> </table> B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 25, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than October 24, 2018) C Contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2304 北海道警察本部告示第419号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年9月14日 北海道警察本部長 和田 昭 夫 - 落札に係る物品等の名称及び数量 録音・録画装置（小型可搬型） 50セット - 落札を決定した日 平成30年8月24日 - 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社JVCケンウッド・公共産業システム (2) 住 所 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地 - 落札金額 29,160,000円 - 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 - 一般競争入札の公告 平成30年7月13日付け北海道警察本部告示第313号 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	(Period of not standing the machine)	38 hours	Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³ or greater)	222 hours	Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater)	475 hours	Rotary snow blowing	169 hours	Dump truck operation	238 hours	Operation of truck for road work	172 hours	Miscellaneous work by unskilled laborers	2,296 hours
(Period of not standing the machine)	38 hours														
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³ or greater)	222 hours														
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater)	475 hours														
Rotary snow blowing	169 hours														
Dump truck operation	238 hours														
Operation of truck for road work	172 hours														
Miscellaneous work by unskilled laborers	2,296 hours														